

この国の歩みを
将来への資産とするために

—「緊急提言」—

平成19年11月13日

公文書館推進議員懇談会

我々は歴史から天啓とも言える示唆を得ながら進歩の道を歩んできた。

過去の歴史から得た恩恵を思う時、やがて歴史となるであろう現代の出来事を、記録として将来の世代に伝えることの重要性と責任をひしひしと感じる。まさに「将来を守るため過去を保持する」ことの必要性が痛感される。

このような必要に応じて、歴史の流れを超えて国家と国民の記録を正しく保存する記憶装置の役割を担うものが、公文書館制度である。

しかしわが国においては、このような国家として必要不可欠な公文書館機能への認識が著しく不足しており、先進諸国のみならず、近隣のアジア諸国と比べても、公文書の管理・保存機関の整備が立ち遅れているのが現実である。

表 日本の規模を「1」としたときの、日本と主な諸外国の国立公文書館との対比

	日	米	加	英	仏	独	中	韓	マレーシア
職員数	1 (42人)	60	16	13	10	19	13	7	10
延床面積	1 (22,800㎡)	13	3	3	—	5	5	2	2
書架延長	1 (72km)	19	4	4	8	6	14	3	—

最近の年金記録問題を顧るまでもなく、政府が各時代の課題や国民の要請にいかに対応して来たかを証する公文書や記録が消滅・散逸することは、国家への信頼喪失とも言える由々しき事態を招きかねない。過去の重要な公文書や記録を適切に保存し、これに国民が自由に接することが出来る体制を確立することが、政府に対する信頼を高め、国民一人ひとりの現在と将来に安心と希望を与える原点である。この実現こそが、民主国家としての緊急かつ重要な政治的課題として認識されなくてはならない。

品格ある文化立国の実現を目指す今こそ、統治の透明性を高め、国民に対する説明責任を果たすために、劣弱な状態に放置されてきた公文書の管理と保存の体制を抜本的に強化・整備することが現下の緊急不可欠な課題であると考えます。

以上の認識に立ち、我々は政府に対し以下の諸点を緊急に提言し、その実現に向け、計画的に着手・実行に移されることを強く求める。

1. 国の機関における文書管理体制の整備

国の公文書は、国家の^{いとな}営みを最も客観的かつ正確に伝える資料であって、その作成及び保存管理は国が責任を持って行わなければならない。しかし、残念なことにはわが国ではこの重要な責務に対する認識のレベルが低く、確固とした制度が構築されてこなかった。

まず第一に、国の機関における文書管理が個別・分散化している状況を改善し、その統一を図らなければならない。これによって、現在用いられている文書から歴史的な存在となった文書に至るまで一貫した文書管理体制を確立することが可能になる。先進的な諸外国の例を参考としつつ、必要とされる文書管理体制の整備に早急に着手する必要がある。

(具体的内容)

(1) 文書管理法(仮称)の制定

国の機関(立法・司法を含む)における適切な文書管理は、法令の遵守や良好な統治(ガバナンス)の実践、情報公開制度の円滑な運用の基盤である。したがって、公文書の作成から移管・廃棄までの一貫した文書管理体制の実現を目指し、「文書管理法」(仮称)の制定を検討すべきである。

(2) 公文書整備対策室等の設置

国民の信頼に応え、上記の体制を早急に整備するため、内閣にその中核となる公文書整備対策室(仮称)を置き、担当大臣の指定をも視野に入れつつ、文書管理を強力に推進する体制の整備を図るべきである。

(3) 国立公文書館が国の機関における文書管理に関与できる仕組みの構築

諸外国では、三権(立法・行政・司法)に関わる国の公文書の作成、管理、保存について、国立の公文書館が一貫して指導監督し、歴史的に重要な公文書を選別して将来に向けて保存する役割を果たしている。わが国においても諸外国の例にならい、国立公文書館が主導的な立場で各府省庁等を始め全ての国の機関が保管する文書に関与できる仕組みを構築すべきである。

2. 国民の知と記憶を集約する公文書管理体制の高度化

国の機関の公文書以外にも、わが国の歴史に関わる貴重な文書・資料が国内外に存在している。これらの文書・資料の保存状況の把握や所在情報の集積について中心となる機関が目下存在しない。この際、国立公文書館にその役割を求め、関係機関との連携のもとに地方機関、民間資料館、個人の収集家などの保有状況を適確に把握させることが望ましい。

また、国の歩みを総合的に跡付けることができるよう、文書のみならず幅広い媒体の資料の収集と保存にも努めるべきである。

各地方公共団体の公文書館設置については、少なくとも全都道府県・主要都市に公文書館を設置し、国と地方との密なる公文書館網の構築に、政府として支援措置を検討すべきである。

(具体的内容)

(1) 歴史公文書等保存体制の拡充

国立公文書館を、わが国の中核的歴史公文書管理機関として位置付け、全国の公文書館その他民間の資料館等とのネットワークを強化するとともに、それらの施設への支援体制を充実させることなどにより、国と各地方に保存されている歴史資料として重要な公文書等の総合的管理体制を作るべきである。

(2) 国の機関以外が保有する歴史上重要な文書等の確実な保存と利用

国の機関以外の施設や個人が保有しているわが国の歴史に関わる重要な文書等の所在を把握すると共に、その公開や利用を促すべきである。

また、適切な管理を欠いたり受入先がない文書等については、寄贈・収集等の方法により国立公文書館が直接取得できるような仕組みを整備すべきである。

(3) 多様な媒体への対応

国の歩みを跡付ける記録の総合的な集積を図るため、国立公文書館が多様な媒体(広報資料、新聞、写真、音声、映像、電子記録等)による記録の収集・保存・利用を行うことができるよう、高度な機能を備えた施設等の整備を行うべきである。

3. 開かれた公文書館への進展と普及・啓発活動の充実

公文書館に保存された文書を国民共通の資産として、場所や時間に制約されることなく広く利用できるよう、デジタル化を一層推進すべきである。これにより、国内外の公文書館はもとより各種博物館、図書館等関係機関との連携を図るとともに、学校教育現場との協力、市民講座やシンポジウムの開催等の普及・啓発活動を充実させるべきである。

(具体的内容)

(1) デジタルアーカイブ化の推進

国立公文書館及びアジア歴史資料センターが構築しているデジタルアーカイブ・システムについて、今後さらに提供情報を質、量ともに充実させ、世界最高水準のインターネット技術を通じて、国内外に向けてわが国の正確な情報の発信を行うべきである。

また同時に、インターネットを通じて全国の各公文書館等とのネットワークを図るべきである。その過程において、国立公文書館が技術的な支援を積極的に行うべきである。

(2) 多くの国民に利用される公文書館活動の展開

わが国では、文化の三大施設として、公文書館の他に博物館、図書館があるが、公文書館は他の二つの文化施設ほどには親しまれていない。それら機関との連携を図りつつ、教育の場を含め国民がわが国の歴史を公文書を通じて体感できる閲覧・展示等の施設・設備を拡充すべきである。

また、国立公文書館が所蔵する公文書等に関する調査研究活動を充実させ、その成果を市民講座や講演会、出版等に活用することにより、これらの活動を通じて、公文書館が持つ機能の重要性を広く社会に普及・啓発すべきである。これらにより、より多くの国民に親しまれ、開かれた公文書館を実現させるべきである。

4. 国立公文書館の拡充

国立公文書館が上記の役割を果たしていくためには、現存の国立公文書館の、独立行政法人としての法的位置づけやその施設はあまりにも不十分である。先進諸外国のみならず、近隣のアジア諸国と比較してもかなり見劣りする現状にあり、収蔵能力、人員、組織ともに充実を図る必要がある。既に公文書を含む記録管理について国際標準が定められている状況の下で、公文書保存・利用の中核となる国立公文書館を飛躍的に充実することなしには、わが国の公文書保存制度の近代化は望めない。長期計画の下に、無駄なく、順序良く、着実に整備充実を図るべきである。

(具体的内容)

(1) 国の機関たるべき国立公文書館

公文書館制度の中核たる国立公文書館は現在独立行政法人とされているが、国家の営みを将来の世代に伝えていくという国の責務を果たすには独立行政法人の組織の位置づけでは不十分である。その高い公共性と果たすべき主導的役割に鑑み、国の機関に改めるべきである。

(2) 国立公文書館の施設・設備の拡充

国民各層の幅広い要望に応えるために、中間書庫機能、堅固で優れた保存環境を有する展示施設、高度な利用を可能にするゆとりある閲覧室、多様な媒体を受入れる保存施設、媒体変換や修復施設、研修施設等新たな機能に対応した施設・設備の充実が不可欠である。このため、狭隘・陳腐化した現施設の移転についても具体的に検討する必要がある。

諸外国においては、国立公文書館は小中学生が訪問して国と国民の歴史を自らの眼で確認し、ナショナル・アイデンティティを知覚する場所としての役割も果たしている。

このような国民としての意識を高める体験にふさわしい場として、皇居と国会に近い霞ヶ関地区の再開発計画の中に十分なスペースを確保し、国立公文書館の移転拡充計画を含めることが望ましい。その際には、長期間に渡って利用しうる立派な建造物であって、具体的機能に対応し、実際の必要に応える施設・設備を具備すべきである。

(3) 国立公文書館の人員増強

国際的に遜色のない公文書館制度を築くため、公文書館の国内活動に加え、わが国にふさわしい国際的な公文書館活動への積極的な参画もさらに求められる。このため、制度の中核となる国立公文書館の人員については、政府の多様な分野や民間から適切な人材を募るなどにより、既存の総定員法等にとらわれることなく増強し、体制強化に早急に取り組むべきである。

併せて、公文書館制度を担う専門職能を備えた人材(アーキビスト)の増強を図るために、教育・研修制度の充実や資格制度の整備に向けた検討等、専門職能保持者の養成体制を確立することが重要である。

(4) 国立公文書館の研究機能充実

国立公文書館が社会の期待に応え、その責務を全うするためには、単に日常業務の反復的な実行のみならず、所蔵資料の内容や記録の保存利用の方法などに関する適切な調査・研究が必要となる。世界水準の公文書館機能を発揮するためには、国立公文書館に研究の拠点としての機能を付与する必要がある。

米国国立公文書館の玄関に刻まれる「過去の遺産は将来の実りをもたらす種子である。」という言葉は、現代の出来事を将来の世代に正しく伝えることの重要性、そしてそれを確実に行うべき現代に生きる我々の責任を端的に語っている。

我々「公文書館推進議員懇談会」は、正しい日本の歴史の形成のために、公文書保存体制の充実が果たす役割を重視し、世界に遅れた現状を一刻も早く脱すべきであると考え。着実に公文書を収集・保存し、日本の軌跡を正確に国内外に示す手段を持つことによって、「先人の築き上げた成果と伝統に学ぶ日本」を日本文化の特色に加える意義は大きい。

国際的水準の公文書館制度の確立を図るためには、社会の急速な変化や情報技術の発展を見通した、20年、30年後のあるべき公文書館像のグランドデザインを描きつつ、政府にとっても、国民にとっても使いやすい公文書館の実現に向けて、着実な努力を傾ける必要がある。

政府におかれては、我々の「緊急提言」を重要施策の一つとしてとりあげ、可及的速やかに実施されるよう要望するものである。当懇談会では、今後さらに多角的に課題の検討を進め、必要に応じて提言を行っていく予定である。

平成19年11月13日

公文書館推進議員懇談会

世話人	衆議院議員	小渕	優子
世話人	衆議院議員	河村	建夫
世話人	参議院議員	浜四津	敏子
世話人	衆議院議員	細田	博之
	衆議院議員	江渡	聡徳
	衆議院議員	小池	百合子
	衆議院議員	鈴木	恒夫
	参議院議員	世耕	弘成
	衆議院議員	竹本	直一
	衆議院議員	田端	正広
	衆議院議員	野田	聖子
	参議院議員	浜田	昌良
	衆議院議員	平沼	赳夫
	参議院議員	弘友	和夫
	衆議院議員	冬柴	鐵三
	衆議院議員	古屋	圭司
	衆議院議員	保利	耕輔
	衆議院議員	堀内	光雄
	衆議院議員	柘屋	敬悟
	参議院議員	松	あきら
	衆議院議員	森山	真弓
	衆議院議員	保岡	興治
	衆議院議員	山口	俊一

(五十音順)